2024 JAF ALL JAPAN GYMKHANA CHAMPIONSHIP

2024JAF全日本ジムカーナ選手権 第1戦・第2戦 Round 1,2 > 3.16-17 もてぎスーパースラローム 2024

特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

> 2024 年 JAF 全日本ジムカーナ選手権第 1 戦・第 2 戦/もてぎスーパースラローム 2024 は、一般社団法人日本自動車連 盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠し た JAF の国内競技規則およびその細則、2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2024 年全日本ジムカーナ /ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2024 年 JAF 全日本ジムカーナ選手権第 1 戦・第 2 戦/もてぎスーパースラローム 2024

競技種目 第3条

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF 公認: 国内競技 JAF 公認番号 2024 年 第 1305 号

第5条 開催日程

2024年3月16~17日 2日間

第6条 競技開催場所

名称:モビリティリゾートもてぎ 南コース <公認 No.2022-I-0904>

所在地:栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

TEL:0285-64-0200 FAX:0285-64-0209

オーガナイザー 第7条

名称:チーム シェイクダウン

代表者:代表 星 忠

所在地: 〒324-0502 栃木県那須郡那珂川町三輪 504-1 TEL: 0287-96-4505

名称:ホンダモビリティランド株式会社

代表者:取締役社長 斉藤 毅

所在地: 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1 TEL: 0285-64-0200

名称:エムオースポーツクラブ

代表者:会長 高谷 克実

所在地: 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1 TEL: 0285-64-0200

第8条 大会役員

> 大会会長 伊藤 貴雄(JMRC関東副運営委員長)

第9条 組織委員会

> 組織委員長 星

高秀 一行/神戸 透/後藤 和弘 組織委員

第10条 競技主要役員

1) 競技会審査委員会

審査委員長 稲玉 秀幸(JAF派遣) 審査委員 永井 真 (JAF派遣) 審査委員 大谷 保志(組織委員会任命)

2) 競技役員

長 星 忠 (SHAKEDOWN) ÷ 技 飯田 喜幸 (M.O.S.C.) 副競技長 副競技長 後藤 和弘(K.S.C) コース委員長 大原 史行(SIRIUS) 計時委員長 竹原 敏雄 (SHAKEDOWN) 技術委員長 小島 一好 (M.O.S.C.) パドック委員長 清島 康伸(ACTIVE) 救急委員長 森山 直文 (M.O.S.C.)

医師 団 長 村上 善昭

福岡 孝恭 (SHAKEDOWN) 事務局長

クラス区分 第11条

2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条の1.クラス区分とする。

第12条 参加申込方法および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

所在地: 〒324-0502 栃木県那須郡那珂川町三輪 504-1 (有)ヌヴォラーリ内 担当者:星 忠 福岡 孝恭

TEL:0287-96-4505 FAX:0287-96-4654

e-mail:hoshi@nuvolari.co.jp

2)参加受付期間:受付開始 2024 年 2 月 8 日(木) 締切日 2024 年 2 月 21 日(水)必着

- 3) 申込方法
 - ① シェイクダウン HP もしくはモビリティリゾートもてぎ HP から書類をダウンロードいただき 、参加申込用紙・車両 申告書・料金明細書・MS共済申込書・出場選手カード等に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間 内に大会事務局まで郵送ください。参加料を振込にする場合は、下記口座まで振込をお願いします。尚、振込手数 料は各自負担となります
 - <振込先>足利銀行 おもちゃのまち支店 普通口座 2871059 栃木モータースポーツサービス 代表 星

- ② シェイクダウンHPよりモタスポ net を選択いただき、必要事項を記入し送信するとともにクレジットカード決済又はコンビニ決済を参加受付期間内に行ってください。 シェイクダウン HP http://www.shakedown.info/
- ③ 申込書類の郵送を希望する場合は大会事務局まで、TEL・FAX・メールにて請求ください。
- 4) 契約文:参加に際し国内競技規則 4-15 で定める契約文に競技参加者・競技運転者・サービス員がそれぞれ署名しなければならない。
- 5) 参加料

77.000 円 MCoM もしくは SMSC 会員の方は 76.000 円

- <上記参加料は下記料金を含む(3日間有効)>
 - 1. モビリティリゾートもてぎ入場料(ドライバー及びサービス員 1 名分)
 - 2. MS 共済会暫定会員(ドライバー及びサービス員 1 名分)
 - 3. パドックスペース 3 日間共通(5m×5m、Wエントリーの場合は 5m×7.5m) ※Wエントリーの場合は連続したパドックスペースが与えられる。
- 6) その他
 - ① 持ち込みテント/無料
 - ※各競技車両のパドックスペース上に設置すること。
 - ②競技車両積載車及びサービスカー/無料(但し、参加申し込み明細書に登録のこと)
 - ※車両積載車は会場外のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置く事、競技中の移動は不可。
 - ③追加サービス員登録/1 名 3.500 円(モビリティリゾートもてぎ入場料・MS共済会費 500 円含む)
 - ※サービス員登録を行わない場合は、競技車両に触れることを一切認めない。追加サービス員の人数制限は行わない。
 - ④追加予備スペース 3.000 円(5m×2.5m)
 - ⑤参加料の返金
 - ※国内競技規則 4-19 に伴い、参加拒否した場合は、事務手数料 1.000 円を差し引き参加料を返金する。
 - ※天災地変及び感染症拡大による中止の場合は、事務手数料 2.000 円を差し引き参加料を返金する。
 - 但し、第1戦・第2戦どちらかが成立した場合は参加料の返金はありません。

第13条 サービス員及びサービスカー

競技参加者は、パドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについては、競技参加申込と同時に登録を必要とする。

登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両 は施設見取り図記載駐車スペースに置くこと。

サービスカー登録/参加者 1 名に付サービスカー登録は 1 台可能とし明細書にて必ず登録申請をする事、参加申込後の登録は認めない。但し、追加予備スペースを申請した方のみ追加でサービスカーの登録を可能とする。サービスカーの大きさは、1BOX・ライトバン等 5.0m×2.5m未満としサービスカーの競技中移動は不可。

第 14 条 タイムスケジュール

公式通知にて示す。

第15条 慣熟歩行

第14条別紙タイムスケジュールに示す時間内に歩行を行う。

第 16 条 スタート

第1戦、ゼッケン順にスタートするものとする。

第2戦、第1戦の正式結果により下位順位からスタートするものとする。Wエントリー及び順位が認定されない方は組織委員会にて決定するものとする。出走順は参加確認受付までに公式通知にて示す。

第17条 計時装置および順位の決定

- 1) 計測は自動計測機器を使用し、1/1000 秒まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- 2) 原則として競技は 2 ヒート行い、2 ヒートのうち良好なヒートのタイムを最終順位とする。同タイムの場合は選手権規定第 30 条 1.に従い決定する。

第18条 タイヤ

第1戦、第2戦を通じて使用出来るタイヤは1セット(4本)とする。Wエントリーの場合も同様とする。

バーストによりタイヤを交換する場合は技術委員長に申告し、競技会審査委員会が認めた場合交換が許される。

ペナルティ対象はバースト行為者となり、交換以降の全ヒートに対して2秒のタイムペナルティが課せられる。

第19条 賞典

優勝 JAF 盾・オーガナイザー副賞もしくは賞金

第2位 JAF 盾・オーガナイザー副賞もしくは賞金

第3位 JAF盾・オーガナイザー副賞もしくは賞金

第4~6位 オーガナイザー盾・副賞もしくは賞金

※オーガナイザーが準備する賞典の授与対象は。参加台数の 1/2 を超えない範囲とする。

第20条 損害の保証

- 1) 参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の保証等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員(ヘルパー含む)、ゲスト等は JAF およびオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されることを了承しなければならない。すなわち大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者等の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第21条 その他の事項

- 1) モビリティリゾートもてぎ内の移動制限時速は 30km、パドック内の移動は徐行とし、施設見取り図に従い一方通行 を順守ください。
- 2) 競技車両(ナンバー無し)でのモビリティリゾートもてぎ内の移動は禁止とする。
- 3) ドライバーズブリーフィング遅刻・欠席の場合、再ブリーフィング費用 30.000 円申し受けます。

大会組織委員会